

鹿 児 島 県 公 報

令 和 6 年 7 月 26 日 (金) 第 535 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 計量器の定期検査の実施 (商工政策課取扱い) 1
○公共測量の実施 (監理課取扱い) 3
- 教 育 委 員 会 公 告
- 指定管理者の公募公告 (社会教育課取扱い) 3
- 選 挙 管 理 委 員 会 告 示
- 政治団体の名称等の公表 (選挙管理委員会取扱い) 5
- 県立病院局企業管理規程
- 鹿児島県立病院事業会計規程の一部を改正する規程 (※) (県立病院課取扱い) 7

告 示

鹿児島県告示第569号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和6年7月26日

鹿児島県知事 塩田康一

1 定期検査の実施の期日、区域及び場所

期 日		区 域	場 所
月 日	時 間		
令和6年9月3日	13:30~16:30	曾於市	財部中央公民館
令和6年9月4日	9:30~12:30	曾於市	大隅文化会館
令和6年9月4日	14:00~16:30	曾於市	末吉総合センター
令和6年9月5日	9:30~12:00	曾於市	末吉総合センター
令和6年9月9日	10:30~16:00	鹿屋市	鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館
令和6年9月10日	9:30~14:00	鹿屋市	串良公民館別館大ホール
令和6年9月10日	15:00~16:30	鹿屋市	串良公民館細山田分館
令和6年9月11日	9:30~14:00	鹿屋市	百引校区公民館
令和6年9月12日	11:00~14:00	鹿屋市	古江コミュニティ消防センター
令和6年9月12日	15:00~16:00	鹿屋市	高須地区学習センター
令和6年9月13日	9:30~11:00	鹿屋市	大始良地区学習センター
令和6年9月13日	13:00~14:30	鹿屋市	高隈地区交流促進センター一屋内運動場
令和6年9月18日	10:30~16:00	鹿屋市	鹿屋市役所第1別館
令和6年9月19日	9:30~16:00	鹿屋市	鹿屋市役所第1別館
令和6年9月20日	9:30~14:00	鹿屋市	鹿屋市役所第1別館
令和6年9月24日	13:00~16:00	志布志市	泰野地区公民館

令和 6 年 9 月 25 日	9 : 30 ~ 16 : 00	志布志市	志布志市文化会館
令和 6 年 9 月 26 日	9 : 30 ~ 16 : 00	志布志市	有明地区公民館
令和 6 年 9 月 27 日	9 : 30 ~ 12 : 00	志布志市	有明地区公民館
令和 6 年 10 月 2 日	10 : 00 ~ 15 : 00	姶良市	姶良公民館
令和 6 年 10 月 3 日	10 : 00 ~ 15 : 00	姶良市	重富地区公民館
令和 6 年 10 月 4 日	10 : 30 ~ 11 : 30	姶良市	帖佐地区公民館
令和 6 年 10 月 4 日	13 : 00 ~ 14 : 30	姶良市	山田地区公民館
令和 6 年 10 月 7 日	10 : 00 ~ 15 : 00	姶良市	姶良市シルバー人材センター蒲生支部
令和 6 年 10 月 8 日	10 : 00 ~ 14 : 00	姶良市	姶良市シルバー人材センター蒲生支部
令和 6 年 10 月 9 日	10 : 00 ~ 11 : 30	姶良市	陶夢ランド
令和 6 年 10 月 9 日	13 : 00 ~ 15 : 00	姶良市	加治木体育館
令和 6 年 10 月 10 日	10 : 00 ~ 14 : 00	姶良市	加治木体育館
令和 6 年 10 月 11 日	10 : 00 ~ 14 : 00	姶良市	加治木体育館
令和 6 年 10 月 15 日	14 : 00 ~ 14 : 30	中種子町	中種子町漁民研修施設
令和 6 年 10 月 15 日	15 : 30 ~ 16 : 30	中種子町	本村児童館
令和 6 年 10 月 16 日	9 : 30 ~ 16 : 30	中種子町	中種子町コミュニティ防災センター
令和 6 年 10 月 17 日	9 : 30 ~ 16 : 30	南種子町	南種子町役場庁舎裏車庫
令和 6 年 10 月 18 日	9 : 30 ~ 11 : 00	南種子町	南種子町役場庁舎裏車庫
令和 6 年 10 月 21 日	16 : 00 ~ 16 : 30	西之表市	国上中央公民館
令和 6 年 10 月 22 日	9 : 30 ~ 10 : 30	西之表市	種子屋久農業協同組合東海出張所集荷場
令和 6 年 10 月 22 日	11 : 30 ~ 13 : 30	西之表市	種子屋久農業協同組合伊関集荷場
令和 6 年 10 月 22 日	14 : 30 ~ 16 : 00	西之表市	安城区長事務所
令和 6 年 10 月 23 日	9 : 30 ~ 10 : 30	西之表市	古田中央公民館
令和 6 年 10 月 23 日	11 : 20 ~ 12 : 00	西之表市	住吉中央公民館
令和 6 年 10 月 23 日	13 : 30 ~ 16 : 30	西之表市	西之表市民会館
令和 6 年 10 月 24 日	9 : 30 ~ 16 : 00	西之表市	西之表市民体育館
令和 6 年 10 月 25 日	9 : 30 ~ 11 : 30	西之表市	西之表市民体育館
令和 6 年 10 月 28 日	10 : 00 ~ 14 : 00	十島村	十島村乗船待合所
令和 6 年 11 月 6 日	10 : 30 ~ 16 : 00	湧水町	栗野中央公民館
令和 6 年 11 月 7 日	9 : 30 ~ 14 : 00	湧水町	湧水町役場吉松庁舎
令和 6 年 11 月 8 日	10 : 00 ~ 14 : 00	三島村	三島村乗船待合所
令和 6 年 11 月 12 日	10 : 00 ~ 15 : 00	霧島市	霧島市溝辺総合支所
令和 6 年 11 月 13 日	10 : 30 ~ 15 : 00	霧島市	霧島市横川総合支所
令和 6 年 11 月 14 日	10 : 30 ~ 15 : 00	霧島市	霧島市土地開発公社
令和 6 年 11 月 15 日	10 : 30 ~ 15 : 00	霧島市	霧島市土地開発公社
令和 6 年 11 月 19 日	10 : 30 ~ 16 : 00	霧島市	霧島市牧園アリーナ
令和 6 年 11 月 20 日	9 : 30 ~ 14 : 00	霧島市	霧島市霧島公民館
令和 6 年 11 月 21 日	10 : 30 ~ 15 : 00	霧島市	楠志田武道館 (霧島市国分武道館)
令和 6 年 11 月 22 日	10 : 30 ~ 15 : 00	霧島市	楠志田武道館 (霧島市国分武道館)
令和 6 年 11 月 26 日	10 : 30 ~ 15 : 00	霧島市	楠志田武道館 (霧島市国分武道館)
令和 6 年 11 月 27 日	11 : 00 ~ 14 : 30	霧島市	霧島市福山総合支所
令和 6 年 12 月 3 日	10 : 30 ~ 14 : 00	垂水市	新城地区公民館

令和 6 年 12 月 4 日	10 : 30 ~ 11 : 30	垂水市	松ヶ崎地区公民館
令和 6 年 12 月 4 日	13 : 00 ~ 14 : 30	垂水市	協和地区公民館
令和 6 年 12 月 5 日	10 : 30 ~ 14 : 30	垂水市	垂水市公設地方卸売市場
令和 6 年 12 月 6 日	10 : 30 ~ 14 : 30	垂水市	垂水市公設地方卸売市場

2 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり, 分銅及びおもり

3 指定期検査機関の名称

一般社団法人鹿児島県計量協会

4 その他

特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項の規定により, 特定計量器の所在の場所で行う定期検査の期日は, 令和6年9月3日から令和7年2月28日までとする。

鹿児島県告示第570号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により, 熊本支庁長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年7月26日

鹿児島県知事 塩田康一

1 作業の種類 公共測量(確定測量)

2 作業の期間 令和6年8月1日から令和7年3月14日まで

3 作業の地域 中種子町田島地内

教育委員会公告

指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号。以下「条例」という。)第4条の規定により, 次のとおり指定管理者の公募を行う。

令和6年7月26日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

1 公の施設の名称

鹿児島県立霧島自然ふれあいセンター

2 公の施設の所在地

霧島市牧園町高千穂3617番地1

3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲

(1) 鹿児島県立霧島自然ふれあいセンター(以下「ふれあいセンター」という。)の施設(これに附属する設備及び備品を含む。以下同じ。)の維持管理に関する業務

(2) 青少年又は健全な青少年の育成に係る関係者の研修に関する業務

(3) 県民の自主的な研修に関する業務

(4) ふれあいセンターの施設の利用の許可に関する業務

(5) ふれあいセンターの施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか, ふれあいセンターの管理に関して鹿児島県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める業務

4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

5 条例第5条の規定による申請(以下「申請」という。)に必要な資格

(1) 鹿児島県内に事務所を有する法人その他の団体(以下「団体等」という。)であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。

(4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。

- (5) 法人県民税, 法人事業税, 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
なお, 資格要件確認のため, 鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 役員等が, 暴力団員等(鹿児島県暴力団排除条例(平成26年鹿児島県条例第22号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であると認められる団体等
- ウ 暴力団又は暴力団員等が, その経営に実質的に関与している団体等
- エ 役員等が, 自己, 自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって, 暴力団又は暴力団員等を利用している団体等
- オ 役員等が, 暴力団又は暴力団員等に対して, いかなる名義をもってするかを問わず, 金銭, 物品その他の財産上の利益を不当に提供し, 又は便宜を供与するなど, 直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し, 又は関与している団体等
- カ 役員等が, 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
- キ 役員等が, 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等
- ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等
- 6 複数の団体等による申請
ふれあいセンターのサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は, 複数の団体等が共同して申請することができる。この場合において, 5の(1)に掲げる要件は, 当該複数の団体等のうちいずれかの団体等が該当すればよいものとする。
- 7 申請の方法
- (1) 申請書類
- ア 指定管理者指定申請書
- イ 管理の業務に関する事業計画書(以下「事業計画書」という。)
- ウ 管理の業務に関する収支予算書
- エ 法人にあっては, 法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為(法人以外の団体にあっては, 定款その他の基本約款)
- オ 申請書を提出する日の直前2事業年度における決算に関する書類
- カ その他教育委員会が必要と認める書類
- (2) 申請書類の提出先
鹿児島県教育庁社会教育課社会教育係(鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577)
- 8 申請を受け付ける期間
令和6年8月27日(火)から同年9月6日(金)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお, 郵送により提出する場合は, 令和6年9月6日午後5時15分までに必着のこと。
- 9 条例第6条各号に掲げる選定の基準
- (1) 事業計画書の内容が, 住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が, 当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに, 管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- (4) その他教育委員会が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項
- 10 その他
- (1) 詳細は, 募集要項によるものとする。
- (2) 募集要項は, 鹿児島県教育庁社会教育課社会教育係(鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577)において, 令和6年7月26日(金)から同年9月6日(金)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間, 配布する。
- (3) 申請をしようとする団体等は, 令和6年8月8日(木)に開催する現地説明会に参加す

ること。

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体，法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体，法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体，法第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があった政治団体及び同条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があった政治団体又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体の名称等は，次のとおりである。

令和 6 年 7 月 26 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 設立の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
佐多貴文後援会	佐多 貴文	佐多 麻衣子	薩摩川内市百次町2127-1	令和 6 年 6 月 6 日
しおかぜの会	小幡 雅道	塩田 深雪	鹿児島市東千石町3番43号	令和 6 年 6 月 4 日
てのくち里花後援会	高岡 茂	有馬 裕子	鹿児島市上荒田町3-20-101	令和 6 年 6 月 3 日
永田あずさ後援会	片川 梓	片川 梓	志布志市松山町泰野3183-9	令和 6 年 6 月 7 日
南薩医師連盟	菊野 竜一郎	橋口 真也	南さつま市加世田村原一丁目3-13	令和 6 年 6 月 19 日
みんなの声でかごしまをつくる会	樋之口 里花	有馬 裕子	鹿児島市上荒田町3-20-101	令和 6 年 6 月 3 日
もっと、もっと、鹿児島をよくする会	米丸 麻希子	米丸 芳子	始良市西餅田3288	令和 6 年 6 月 3 日

2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党鹿児島市支部	柴立 鉄平	代表者の氏名	柴立 鉄平	藤崎 剛	令和 6 年 5 月 25 日
		会計責任者の氏名	奥山 嘉次郎	藺田 裕之	
自由民主党南種子支部	岩坪 道信	主たる事務所の所在地	熊毛郡南種子町中之上2548-5	熊毛郡南種子町中之上2548	令和 6 年 6 月 10 日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
池田けいこ後援会	池田 恵衣	政治団体の	池田けいこ後	池田けい子後	令和 6 年

鹿児島県電設政治連盟	春山 建	名称	援会	援会	5月6日 令和6年 6月25日
		代表者の氏名	春山 建	畠田 実	
鹿児島県民主教育政治連盟	中川路 守	会計責任者の氏名	山ノ内 元治	春山 建	令和5年 4月1日
		代表者の氏名	中川路 守	原園 正敏	
鎌田たかあき後援会	鎌田 孝章	政治団体の名称	鎌田たかあき後援会	鎌田孝章後援会	令和6年 6月12日
佐多たかふみ後援会	佐多 貴文	政治団体の名称	佐多たかふみ後援会	佐多貴文後援会	令和6年 6月28日
田中良二後援会	向原 翼	主たる事務所の所在地	薩摩川内市西開聞町3番地1	薩摩川内市田海町8313	令和6年 6月1日
		代表者の氏名	向原 翼	若松 隆久	
成政いくよ後援会	成政 伊久予	政治団体の名称	成政いくよ後援会	成政伊久予後援会	令和6年 6月14日
山内みつのり後援会	原崎 忠一	主たる事務所の所在地	霧島市国分中央3-36-16	西之表市西之表7735-1	令和6年 6月10日

3 解散の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党鹿児島県始良市区第二支部	始良市西餅田3288	米丸 麻希子	令和6年3月31日

(2) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
秋広まさたけ後援会	鹿児島市桜ヶ丘2-37-7	大園 陽子	令和6年5月31日
志摩れい子すずめの会	鹿児島市真砂町76-16	池山 雄斗	令和6年5月31日
中村昭二後援会	指宿市湯の浜三丁目8-5	片野田 耕作	令和6年2月25日
中村としひこ後援会	いちき串木野市恵比須町6783-1	新村 政廣	令和5年12月31日
励行会	鹿児島市真砂町76-16	志摩 れい子	令和6年5月31日
和田そうせき後援会	奄美市住用町西仲間327	和田 霜析	令和6年6月15日

4 資金管理団体の指定の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
佐多 貴文	佐多 貴文	薩摩川内市議会議員	佐多たかふみ後援会	薩摩川内市百次町2127-1	令和6年 6月28日

5 資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体
法第19条第3項第2号による届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
志摩 れい子	励行会	令和6年5月31日

県立病院局企業管理規程

鹿児島県立病院事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 7 月 26 日

鹿児島県立病院事業管理者 原口優清

鹿児島県立病院局企業管理規程第 5 号

鹿児島県立病院事業会計規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業会計規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「30万円」を「1 日分の取扱高」に改め、同項を同条とする。

第 7 条第 5 号中「保管限度額の範囲内で」を削る。

第17条第 2 項第 1 号に次のただし書を加える。

ただし、請求書及び納品書については、押印を省略することができる。

第25条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の場合において、当該収入が事前に調定し難い随時の即納金であるときは 1 日分を取りまとめて調定し、社会保険等で 1 月分を取りまとめて請求するものであるときは月末において調定することができる。

第33条第 3 項中「保管限度額の範囲内で」を削る。

第41条第 2 項中「保管限度額の範囲内において」を削る。

第43条第 1 項に次の 1 号を加える。

(15) 出納取扱金融機関に支払う経費

第45条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「までの規定」の次に「及び前項各号の規定」を加え、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

前金払をすることができる経費は、令第21条の 7 第 1 号から第 7 号までに規定するもののほか、次に掲げるものとする。

(1) 使用料、保管料及び保険料

(2) 土地又は土地に定着する物件に関する権利（不動産登記法（平成16年法律第123号）第 3 条に掲げる権利で県において同法による登記の嘱託に必要な情報を取得したものに限る。）の代価

第47条第 2 項中「企業出納員は、債権者から口座振替による支出の申出があったときは」を「前項の場合において」に、「振り出し」を「振り出したときは」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 企業出納員は、債権者から口座振替による支出の申出があったときは、請求書に口座振替による支払を希望する旨並びに口座振替先の金融機関名、預金種別及び預金の口座番号を記載させなければならない。

第47条の次に次の 1 条を加える。

（自動口座振替による支出）

第47条の 2 令第21条の 5 第 1 項第12号及び第13号に掲げる経費、県会計規則第74条第 1 項第 23号に掲げる経費並びに第43条第 1 項第15号に掲げる経費の支払は、専用の口座から自動口座振替により支払うことができる。

第115条第 2 項中「第 7 号まで、第 9 号及び第10号」を「第 7 号まで及び第 9 号」に改める。

附 則

この規程は、令和 6 年 7 月 26 日から施行し、改正後の鹿児島県立病院事業会計規程の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。